

学校法人跡見学園公益通報に関する規程

平成27年 7 月 1 日施行

改正 平成30年 4 月 1 日

令和 4 年 7 月19日

令和 7 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「保護法」という。）に基づき、学校法人跡見学園（以下「学園」という。）における公益通報者の保護及び内部公益通報の処理その他必要な事項を定めることにより、法令又は学園の諸規程に違反する行為等（以下「法令等違反行為」という。）の早期発見及び是正を図り、学園における法令遵守体制の強化及び学園に対する社会的信頼の増進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において公益通報とは、保護法に基づき、教職員等が、学園について通報対象事実（保護法第 2 条第 3 項の定めによる。）が生じ、又は生じようとしている旨を保護法が定める通報先に通報することをいう。

2 この規程において内部公益通報（以下「内部通報」という。）とは、教職員等が、学園の業務における法令等違反行為に関する通報及び相談を学園の窓口に行うことをいう。

3 この規程において教職員等とは、次の各号に掲げる者をいう。

(1) 学園と雇用関係にある教職員（非常勤講師、アルバイト等を含む。以下同じ。）

(2) 学園の指揮命令下にある派遣労働者

(3) 学園との業務委託契約その他の契約に基づき学園の業務に従事する取引事業者（以下「取引先」という。）の労働者又は派遣労働者

(4) 通報の日前 1 年以内に第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する者

(5) 学園の役員

(6) 取引先の役員

4 この規程において従事者とは、保護法に基づいて定める内部通報業務従事者（内部通報の受付、調査、是正に必要な措置の全て又はいずれかの業務を行う者であって、かつ、内部通報者を特定させる事項を伝達される者）のことをいう。

(内部通報の体制整備)

第 3 条 学園は、内部通報に適切に対応するための体制を整備し、理事長がこれを総括する。

2 本規程に係る業務執行の責任者は、理事のうちから理事長が指名した者（以下「担当理事」という。）とし、その執行状況を理事長に報告する。

3 理事長は、内部通報された事案に関係する者、本規程に係る業務の公正な実施を阻害するお

そのある者を、第16条に規定する従事者として定めてはならない。

（内部通報の窓口）

第4条 学園は、内部通報に対応するため、監査室を内部通報の窓口（以下「受付窓口」という。）に指定する。

2 学園は、前項に定める受付窓口の他、内部通報に対応するため外部窓口（以下「受付窓口」という。）を指定し、ホームページに公開する。

3 受付窓口以外の教職員及び役員が法令等違反行為に関する通報及び相談を受けたときは、速やかに受付窓口を教示し、又は受付窓口に伝達しなければならない。

（内部通報者）

第5条 教職員等は、内部通報をすることができる。

（内部通報の方法）

第6条 内部通報は、氏名及び連絡先等を明らかにしたうえで、電話、電子メール、FAX、書面、面談等によって行うものとする。なお、特別の事情があるときは、匿名で内部通報を行うことができる。

（内部通報の受付）

第7条 受付窓口は、内部通報を受け付けた場合、直ちに理事長及び監事に報告し、理事長は速やかに担当理事を指名する。

2 受付窓口は、通報された事案について前項による担当理事へ報告する。

3 第1項の規定にかかわらず、内部通報の内容がハラスメントに係るもの、個人情報の取り扱いに係るもの、公的研究費の不正使用に係るもの又は研究活動上の特定不正行為に係るものである場合は、別に定める当該事項に係る規程により対応するものとする。

4 理事長は、内部通報の内容が、学園の役員の法令等違反行為に係るものである場合は、監事との間で、その後の対応方針について協議を行うものとする。

5 担当理事は、内部通報者に対し、内部通報を受け付けた旨及び調査の開始の有無について通知する。ただし、匿名による内部通報の場合及び内部通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

（専門的事項）

第8条 担当理事は、内部通報された事案について、その取扱いが高度な専門性を要すると判断した場合は、理事長の承認を得て、外部に意見を求めることができる。

（調査）

第9条 担当理事は、内部通報を受け付けた場合は、当該通報等が不正、不当の目的であると認められるとき及び通報事実が法令等違反行為に該当しないものであると認められるときを除いて、監査室とともに速やかに調査を開始しなければならない。

2 担当理事は、前項により調査を開始する場合、理事長及び監事に報告するものとする。

3 担当理事及び監査室は、内部通報された事案について、書類調査、実地調査、聞き取り調査

その他の適切な方法により調査を行う。

4 理事長は、内部通報された事案に関する事実関係を調査するために必要な委員会を設置することができる。

5 調査対象部署及び関連部署の責任者及び調査対象者は、内部通報された事案に関する事実関係の調査を行う担当理事、監査室職員及び前項の委員会委員（以下「委員」という。）から協力を求められた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

（報告）

第10条 担当理事は、内部通報の調査に当たっては、個人情報保護に配慮し、その重要性を勘案しながら、その状況及び結果を遅滞なく理事長及び監事に報告しなければならない。

2 理事長は、調査の結果、法令等違反行為が確認された場合、速やかに理事会に報告するものとする。

（是正措置等）

第11条 理事長は、調査の結果、法令等違反行為が確認された場合、経営会議の議を経て、速やかに是正措置及び再発防止策を講じなければならない。

2 理事長は、法令等違反行為に関与した教職員及び役員に対して、懲戒処分その他の措置を行うことができる。

（軽減措置）

第12条 担当理事が調査を開始する前に、法令等違反行為に関与していた教職員等が、自ら内部通報を行った場合は、当該教職員等の処分を免除し、又はその程度を軽減することがある。

（内部通報者への結果通知）

第13条 担当理事は、内部通報者に対して、当該通報対象事実の有無、法令等違反行為その他不正行為が明らかになった場合の是正措置等について、速やかに通知しなければならない。ただし、内部通報が匿名によって行われた場合及び内部通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

（事後確認）

第14条 担当理事は、是正措置等を実施後、次の事項を確認しなければならない。

- （1） 法令等違反行為の再発のおそれがないこと
- （2） 是正措置及び再発防止策が機能を果たしていること
- （3） 内部通報者への不利益な取扱いがないこと

（遵守事項）

第15条 担当理事、監査室職員及び委員その他調査に関わる者は、その職務の遂行に当たって、次の事項を遵守しなければならない。

- （1） 教職員等及び第三者の権利又は正当な利益を侵害しないこと
- （2） 職務上知り得た事実並びに内部通報者及び調査協力者を特定させる情報を正当な理由なく他に漏洩しないこと

(3) 内部通報者及び調査協力者を特定させる事項を必要最小限の範囲を超えて共有しないこと

(4) 自らが関与する内部通報の事案処理に関与しないこと

2 担当理事、監査室職員及び委員その他調査に関わる者は、その職を離れた場合であっても、前項に定める事項を遵守しなければならない。

3 第1項第1号、第2号、第3号及び第2項は、外部への公益通報の事案処理に当たった教職員及び役員について準用する。

(従事者の指定)

第16条 担当理事及び監査室職員は、本規程により従事者として指定されるものとする。

2 第7条第4項により協議を行い、内部通報者を特定させる事項を伝達される場合は、当該監事も従事者として指定されるものとする。

3 委員が、内部通報者を特定させる事項を伝達される場合は、委員も従事者として指定されるものとする。

(不正の目的による内部通報の禁止)

第17条 教職員等は、不正の利益を得る目的、学園又は第三者に損害を加える目的その他の不正の目的をもって、内部通報を行ってはならない。

(探索の禁止)

第18条 教職員等は、内部通報者を特定した上でなければ必要性の高い調査が実施できないなどのやむを得ない場合を除き、内部通報者が誰であるかを探索してはならない。

2 教職員等は、内部通報に関する調査に協力した者が誰であるかを探索してはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第19条 内部通報を理由として、内部通報者に対し、解雇、減給、契約の解除その他の不利益な取り扱いがなされてはならない。

2 前項にかかわらず、教職員等が不正の目的をもって内部通報を行った場合は、この限りでない。

3 内部通報に関する調査に協力したことを理由として、調査協力者に対し、不利益な取り扱いがなされてはならない。

4 理事長は、本条の規定に違反して不利益な取り扱いをした教職員及び役員に対して、懲戒処分その他の措置を行うことができる。

(公益通報への準用)

第20条 第17条、第18条及び第19条の規定は、外部への公益通報の場合に準用する。

(関係法令の適用)

第21条 公益通報の取扱いに関し、この規程に定めのない事項は、保護法その他関係法令の定めるところによる。

(事務の所管)

第22条 内部通報について必要な事務は、監査室が所管する。

（規程の改廃）

第23条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日）

この改正規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年7月19日）

この改正規程は、令和4年7月19日から施行する。

附 則（令和7年4月1日）

この改正規程は、令和7年4月1日から施行する。